

理事長・副理事長・海老根・小林・星川様

以下の文章が木畠様から送られてきましたが、資料を精査した結果、自治会との協定書に自主防災に関することは、毎年協定書として、捺印されていました。備蓄庫関係については、2月1日斎藤副理事長と防災備蓄庫などの写真をとることが出来ました。これを木畠顧問にメールしたことで、次への進展が図られることと思います。

#### 木畠様の要望書

(1)前回の防災会議で、当方から本認定申請書に添える書類(別表1)

「自主防災組織が結成されたことを称する結成総会等の書類」の存在につきまして、問い合わせしましたところ佐藤様から「規約集に記載されている。」旨のご回答がありましたが、平成24年改訂版 協定・細則集にも令和5年の協定・細則集を見ても見出せません。

総会で自主防災組織を決議したことがありましたら、その議事録なり、規約集等に記載されているページをお知らせください。

(2)防災倉庫の写真(外観と内部 A4に4枚くらい貼り付け)

既存の防災倉庫の面積(間口×奥行、高さ：寸法cm)

(3)防災資機材の写真：一覧表はマニュアルから転写します。

(4)地域共用の防災倉庫の面積と写真

(外観と内部 A4に4枚くらい貼り付け)

# 和泉町住宅管理組合及び自治会の防災計画書

## 1. 目的

この防災計画書は、和泉町住宅管理組合の防火管理細則と和泉町団地自治会の自主防災組織規約(以下「防災組織規約」という)に基づき防災活動に必要な事項を定め、もって火災、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防ぐことを目的とする。

## 2. 計画事項

この防災計画書に定める事項は、次のとおりとする。

- (1)防災組織規約の編成及び任務分担に関すること
- (2)防災知識の普及啓発に関すること
- (3)防災訓練に関すること
- (4)情報の収集伝達に関すること
- (5)避難に関すること
- (6)出火防止、初期消火に関すること
- (7)救出、救護に関すること
- (8)給食、給水に関すること
- (9)他組織との連携に関すること
- (10)防災資機材の購入、管理に関すること

## 3. 自主防災組織規約の編成および任務担当

災害発生時の応急活動を迅速に、かつ効果的に行うため、また平常時の活動をより円滑に行うため、次のとおり自主防災組織を編成する。また災害時には自主防災組織委員会はそのまま災害対策本部となり、その本部を和泉町住宅集会所に置く。

- (1)会長(本部長) 1名(本部長は自治会長が兼務する)
- (2)副会長(副本部長) 2名:本部長を補佐する(副会長及び理事長又は防災担当理事が担当する。)
- (3)ブロック長 3名;(和泉町団地自主防災組織表による)  
1, 2, 3号棟ブロック長、4, 6, 8号棟ブロック長、5, 7, 9号棟ブロック長
- (4)班長(各ブロックごとに1名) 5名:各班1~2名
  - ①情報収集班(広報含む)
  - ②初期消火班
  - ③救出救護班
  - ④避難誘導班(防犯含む)
  - ⑤給食給水班(調達含む)

5班を組織し、各班には各棟から1~2名ずつ選出し各班の班長1名と委員数名を定め班長は副会長に報告する。



各班の活動は次のように定める。

班	平常時の役割	災害時の役割
情報収集班 (広報含む)	情報連絡方法の研究 情報伝達訓練 住民への広報活動と対外広報活動 無線機器の維持管理	状況把握、情報収集活動、デマ防止 安否確認カード、避難者名簿管理 住民への広報活動 関係先との無線連絡、情報共有
初期消火班	器具点検整備 消火訓練	初期消火活動 行政機関への救助要請
救出救護班	救助訓練 共有資機材の点検、	初期救出活動、共有資機材の使用
避難誘導班 (防犯含む)	避難場所、避難路、誘導方法の確認 避難訓練	広場で階段別に要救出者の確認と救出指示 避難誘導 団地内巡回による防犯活動
給食給水班	資機材調達、点検管理 オフライン対策(給水、ガス、発電、トイレ等) 共有・個人備蓄啓発活動	資機材の配布 オフラインの確保 給水、給食活動
消防団	消防団としての活動のほか、地域住民として 自主防災会や地域団体等の活動	火災に関する情報収集を行い、火災が発生している場合は、消火活動、延焼防止等の消防活動

#### 4. 防災知識の普及啓発

居住者の防災知識を高めるため、次により防災知識の普及啓発を行う。

##### (1) 普及啓発事項

- ① 防災会組織及び防災計画に関すること
- ② 地震、火災、水災等についての知識に関すること
- ③ 各家庭における防災上の留意事項に関すること
- ④ 地震発生後 72 時間における活動の重要性に関すること
- ⑤ 個人で飲料水と食料等を3日分確保することの重要性に関すること
- ⑥ その他防災に関すること

##### (2) 普及啓発方法

防災知識の普及啓発方法は次の通りとする。

- ① 広報誌、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布、掲示
- ② 講演会、座談会、映画会、見学会等の開催

##### (3) 実施時期

火災予防運動時期、防災訓練等、防災関係諸行事の行われる時期に行う他、他の催し物に付随する形式で随時実施する。



## 5. 防災訓練

災害の発生に備えて、情報の収集伝達、消火、避難、救出救護等が迅速かつ的確に行うことが出来るようにするため、次により防災訓練を実施する。

### (1) 訓練の種類

訓練は、個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練とする。

### (2) 個別訓練の種類

- ① 情報の収集伝達訓練
- ② 消火訓練
- ③ 避難訓練
- ④ 救出救護訓練
- ⑤ 給食給水訓練

### (3) 総合訓練

総合訓練は、2つ以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

### (4) 体験イベント型訓練(煙道体験、耐震車体験等)

防災を意識せずに災害対応能力を高めるために行うものとする。

### (5) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画書を作成する。

### (6) 訓練の時期

原則として毎年1月第3又は4日曜日及び4月第1又は2日曜日を防災訓練の日とする。また個別訓練にあつては随時適切な時期に実施する。

## 6. 情報の収集伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集伝達を次により行う。

### (1) 情報の収集伝達

情報収集班は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道関係等の提供する情報を収集すると共に、災害対策本部が必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達する。

### (2) 情報の収集伝達の方法

情報の収集伝達は、電話、テレビ、ラジオ、インターネット、広報車の活用、伝令等による。

## 7. 避難

大災害の発生、火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ、または生ずる恐れがある時は、次により避難を行う。

### (1) 避難誘導の指示

泉区等の避難命令が出た時、又は自主防災組織(管理)委員会が必要であると認めた時



は、自主防災組織(管理)委員会は災害対策本部を和泉町共同住宅集会所に設置し、避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難については、自主避難を原則とし、自宅内または団地内の家族の安全が確認された住人に対し、自主防災組織(管理)委員会(避難誘導班)の指示により避難誘導活動を行う。

(3) 避難場所

(ア)初期避難場所: 団地内プレーロット広場: 各階段別に集合したら、避難誘導班(防犯含む)が階段別安否確認点呼を行う。

(イ)一時的避難場所として、「はらっぱ」を利用する。

(ウ)上記場所で不十分な場合は、中和田小学校が避難場所(地域防災拠点)となる。

## 8. 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

大地震発生時等においては、火災の発生が地震そのものによる被害をさらに大きくする主な原因となっている。出火防止の徹底を図るため、各家庭においては主として次の事項に重点を置いて点検、整備を行う。

- ①石油、電気、ガストーブまたはガス器具等については耐震自動消火等の火災予防措置の整備、及びその周辺の整理整頓状況
- ②燃えやすい危険物品等の保管状況
- ③消火器等の整備状況
- ④家具その他落下倒壊危険箇所の状況

(2) 初期消火対策

大地震が発生した場合には、多数の火災が同時発生し、建物の倒壊や地割れ、水道管折損等による消火栓の使用不能等、消防機関の活動が非常に制限される場面を想定し、平素から出火防止、初期消火や延焼防止活動を心がける。

- ①地震が発生した時は、初めに身の安全を確保し、地震が収まってからガス栓を閉める等火元を断つ
- ②家庭内の消火器の確認、非常ベルスイッチの確認

## 9. 救出・救護活動

(1) 救出・救護活動

大災害が起った場合、消防、警察、自衛隊などの公的機関による救護活動がすぐに行われな可能性もあるため、住民が力を合わせた救出・救護活動が必要になる。

- ① 大地震発生後団地内プレーロット広場に集合、避難誘導班による階段別点呼の結果、被災の可能性のある住民に対し、初期消火班及び救出救護班は活動できる住民と共に安否の確認と救助に向かう。
- ②災害時要介護支援者(名簿登録者)については、泉区役所発行の『災害時要介護者支援手引書(ハンドブック)』により、救護活動を実施する。

(2) 地域医療救護拠点

①和泉町団地地区の地域医療救護拠点は、中和田中学校となっている。

②なお、大規模地震等による災害時に限り、初期対応として必要な期間(原則として発生から3日間)、被災負傷者などの応急医療を行う救護所として、泉区では7か所の中学校を地域医療救護拠点として指定されている。

岡津中学校 | 中和田中学校 | 泉が丘中学校 | 中田中学校 | いずみ野中学校 |  
領家中学校 | 上飯田中学校

10. この防災計画書の有効期間は、締結日から次年度の9月30日までとする。

有効期間が満了する30日前までに双方又はいずれか一方から更新をしない旨の書面による通知がない場合は、この計画書は更新されたものとする。ただし、3年毎に、内容を見直し新規に計画書を締結するものとする。

平成24年10月10日

和泉町住宅管理組合

理事長 馬場 喜和



和泉町団地自治会

会長 佐藤 茂



# 消防団員訓練指導等要請書

令和6年 月 日

泉消防団長様  
(届け書)

住 所 横浜市泉区和泉中央南 3-20-10-113  
組織名：和泉中央南ハイツ自治会  
氏 名：佐藤 茂

下記の通り、訓練を実施しますので、訓練指導を要請します。

訓練名称	自治会・管理組合合同訓練
訓練日時	令和6年5月19日(日) 9:00から12:00
訓練場所	泉区和泉中央南3-20集会所とその周辺
参加人数	60人
訓練指導等 要請内容	9:00 全世帯「無事」のカードを北側窓に掲示 10:00 座学「非常時の対応の仕方」集会所 ユニットイレパックの使い方 (総務課危機管理係) 10:30 AEDを使っでの救命訓練 消火訓練 (集会所前通路) 11:30 給食訓練 お袋のワザを使ったご飯と インスタントカレーを配布
その他	座学は総務課危機管理係 AED及び消火器は消防団 お袋のワザの炊き出しは、防災ライセンスリーダー
連絡先	内田 康浩(801-9275)
※担当	第三分団 第4班 (6名)

## 南ハイツ防災備蓄庫



備蓄庫



外観

寸法：W:3,05m D:3,05m H:2,37m



内部



資機材はマニュアル参照

## 充電器と投光器



発電機（ガソリン型・ガスボンベ型・ソーラーパネル型）



ソーラー型発電機

スマホの充電の重要性が要求されています。ソーラーパネルから直接スマホに充電も出来ます。

# 地域一体型防災倉庫

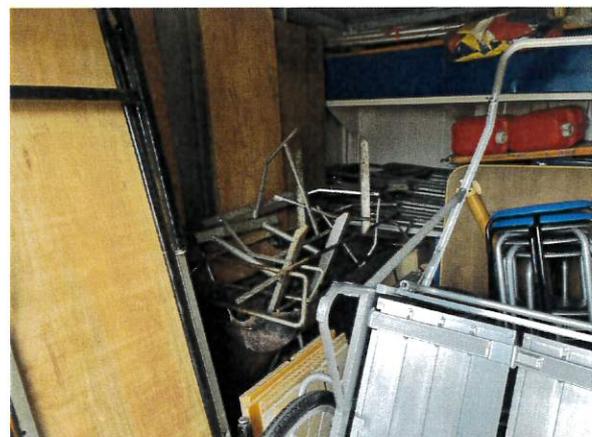


地域一体型防災倉庫

W: 2, 90m    D: 2, 90    H: 2, 12m



倉庫内部



倉庫内部